

静岡県医療救護計画の改定について

1 趣旨

静岡県は、大規模災害に対する県及び市町の医療救護体制を確立するため、「静岡県医療救護計」（以下「医療救護計画」という）を定めている。

熊本地震等の状況を踏まえた医療救護計画の見直しを行い、災害時における医療提供体制の充実を図る。

2 主な改定内容等

（1）救護所設置運営方針の見直し（代表的な救護所設置モデルの例示等）

区分	活動内容
避難所併設型	避難所に併設し、超急性期はトリアージ・応急処置等を実施
医療機関併設型 （診療拠点型）	医療機関（診療所・急患センター等）前などに設置し、傷病者の受け入れ・処置等を行い、地域の核となる機能を担う
医療機関併設型 （病院前トリアージ型）	軽症患者が多数来院することも懸念されるため、医療機関（災害拠点病院・救護病院等）前に設置し、応急処置や救護所への案内等を行い、医療機関の負荷を軽減（診療機能を確保）する役割を担う

（2）救護病院の指定運営方針の明確化

大規模災害時に医療救護活動を円滑に実施するため、救護病院の指定要件に、想定津波浸水域外に立地している旨を明記。

（3）精神科災害拠点病院の指定方針

今後、精神科災害拠点病院の指定に向けて、災害拠点精神科病院の役割や指定運営方針について、新たに本計画に位置付ける。

（4）コーディネート機能の強化

平成28年熊本地震では、保健医療活動チームの情報連携等で今年な状況が生じたことを踏まえ、D P A T（災害派遣精神医療チーム）や災害時小児周産期リエゾン、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）との連携など、保健医療活動にかかるコーディネート機能の強化について定める。

（5）その他、前回改定以降の諸事情を踏まえた時点修正等

災害拠点病院の追加指定の反映や、医薬品の確保・供給体制等について、現在の取扱いに合わせるための全体的な表現の見直しを行う。